



LMYC ウィンターシリーズヨットレース 2025 帆走指示書 (SI)

【主 催】 ラグナマリーナヨットクラブ レース委員会

【共 催】 JSAF 外洋東海

【協 力】 株式会社ラグナマリーナ

【開催地】 愛知県蒲郡市海陽町 2-1 ラグナマリーナ

1 適用規則と規定

1.1 セーリング競技規則 2025-2028 (RRS)

1.2 外洋特別規定 2024-2025 附則 B.インショアレース特別規定、及び OSR 国内規定

2 リスクステートメント

2.1 すべての艇、参加者は自分自身の責任でレースに参加する。主催団体はレース前後、及びその期間中に生じた物理的損害または身体的障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

2.2 レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇にのみある。

2.3 出艇申告書・誓約書に艇長がサインをすることは、参加者全員がそこに書かれている誓約書に同意したことである。

2.4 RRS 1.2 救命具と個人用浮揚用具にあるように、すべての参加者は救命具、個人用浮揚用具を使用できるような状態でレースに臨まなければならない。

3 帆走指示書の変更

3.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始までに LMYC ホームページ、またはマリーナ 24H 通路クラブ掲示板上に掲示される。

4 参加者とのコミュニケーション

4.1 参加者への通告は、ラグナマリーナヨットクラブホームページ (<https://www.lmyc.jp/>) に設置された公式掲示板上に掲示される。

- 4.2 以下の連絡は、レース委員会が VHF 無線チャンネル 69chで行う場合がある。
- ・スタートの状況。(ゼネラルリコールまたはリコール艇の情報)
 - ・ゼネラルリコール時、及び 2 レース目のスタート予告時間。
 - ・ノーレース、及びレース中止の場合。

- 4.3 レース中の通信の制限は行わない。いかなる通信形態・情報内容も RRS.4I の外部の援助には該当しないこととする。これは RRS.4I を変更している。

5 レース日程

5.1 レース日程

	日付	コース
第 1 回	1 月 26 日(日)	ディスタンスコース
第 2 回	2 月 16 日(日)	ディスタンスコース
第 3 回	3 月 23 日(日)	上・下コース(2 レース予定)

- 5.2 各回とも最初のレースの予告信号の予定時刻は、10:25 である。

- 5.3 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するため、予告信号を発する最低 5 分以前に、音響 1 声とともにオレンジ色のスタートライン旗を掲揚する。

6 レース旗

- 6.1 レース参加艇は、予告信号からフィニッシュするまでの間、または棄権するまでの間 LMYC クラブバージを艇後部(バックステイ・ランナー・スターンパルピット等)に掲揚すること



7 レースエリア・コース

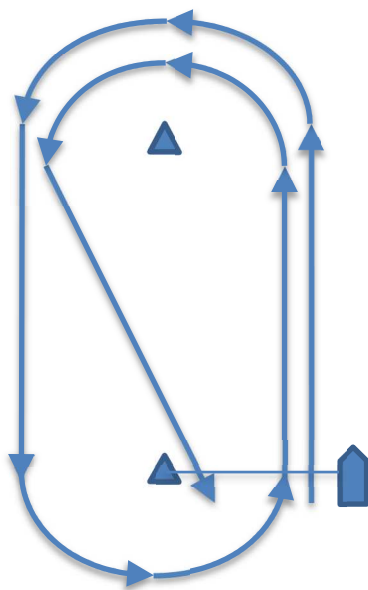
7.1 第1回・第2回のレースコースは、別途コース図の通りとする。

7.2 第3回のレースエリアはチャートNo.WI052で上・下コースとする。

8 コース

8.1 下記の見取り図は、第3回の上・下コースのレグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

【第3回のコース(4レグ)】



8.2 予告信号以前にレース委員会の信号船に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

8.3 第3回の上・下レースでコースの次のレグを変更するためには、新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。マークの変更に際しても9マークで記述するマークを使用する。

9 マーク

9.1 マークは、ピンク色円錐形、オレンジ色三角錐形、または黄色円柱形とする。

10 スタート

10.1 レースは、RRS 26を用いて、予告信号をスタート信号の5分前とし、スタートさせる。予告信号旗はラグナマリーナヨットクラブ旗とする。

- 10.2 スタートラインは、スターボードの端にある本部船上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、ポートの端のスタートマークのコース側との間とする。
- 10.3 スタート信号時に艇体の一部がスタートラインのコース側にあり、その艇が特定される場合には、レース委員会は VHF チャンネル 69ch で、そのセール番号を送信するように努める。送信できなかつたり、送信のタイミングが的確でなかつたりしても、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a) を変更している。
- 10.4 スタート信号後 5 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。
これは付則 A 5.1 と A 5.2 を変更している。

11 フィニッシュ

- 11.1 フィニッシュラインは、本部船上の青色旗を掲揚しているポールと、フィニッシュマークのコース側との間とする。

12 ペナルティー

- 12.1 軽微な規則違反に対しては、レース委員会の判断により罰則を適用しないことがある。

13 タイム・リミット

- 13.1 各日程のレースのタイム・リミットを下表に示す。

第 1 回・第 2 回	スタート後 240 分
第 3 回	スタート後 100 分

14 抗議と救済の要求

- 14.1 抗議締切時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。
- 14.2 抗議しようとする艇は RRS61.1 に加えて、フィニッシュ後直ちにレース運営艇に抗議しようとする相手の艇名と抗議する旨を通知しなければならない。またフィニッシュできなかった場合は、出来るだけ早い時期にレース運営艇に抗議する相手の艇名と抗議する旨を通知しなければならない。
- 14.3 本帆走指示書の 13, 16, 17 の項目に関する違反は、艇による抗議の対象とはならない。

15 得点・順位

- 15.1 得点方式は、RRS 附則 A4 低得点方式とする。

- 15.2 各艇の所要時間に修正時間係数を乗じた修正時間をオリジナルポイントに変換し、順位を決定する。
- 15.3 各艇の修正時間係数は、レース委員会が決定する。
- 15.4 各クラスともに各レースの得点及びすべてのレースの合計得点が同点の場合は、艇長の短いものが上位とする。
これは RRS 附則 A7 と A8.1 を変更している。
- 15.5 シリーズが成立するためには、1 レースが完了することを必要とする。

16 安全規定

- 16.1 出艇申告はラグナマリーナヨットクラブホームページに掲載されているポイントレース出艇申告書に所定の事項を記入し、艇長が署名をして、レース当日の 9:00 までに各艇の代表者 1 名が、ラグナマリーナフロントへ提出すること。
- 16.2 出艇申告書を提出し、スタートをしない艇またはリタイアした艇は、その旨を本部船に速やかに報告しなければならない。またこれらの報告は当該艇長が行わなければならない、第三者に伝言を託してはならない。
- 16.3 レース参加者は、衣服を一時的に追加したり脱いだりする場合を除き、レースの開催中やその前後を問わず海上にいる間は個人用浮揚用具を常に使用できる状態で着用しなければならない。
- 16.4 JSAF に加盟している艇以外のレース参加者が着用する個人用浮揚用具は、小型船舶用法定備品として認められた「桜マーク」付きのものとする。
- 16.5 いずれのレースも蒲郡・豊橋航路への航行を禁止する。また航行する本船に対しては十分注意し、航行を妨げないようにすること。

17 肖像権

- 17.1 参加者及び参加艇は、本レガッタシリーズに参加することにより、シリーズ期間中の参加者及び参加艇またはその装備に関する動画、スチール写真および生中継、録画あるいは撮影された映像またはその製販について、対価を求めることなくラグナマリーナヨットクラブおよび株式会社ラグナマリーナに独自の判断で使用する権利を与えるものとする。

18 運営船

- 18.1 運営船の標識は、以下のとおりとする。
本部艇・マークボート：LMYC クラブバージ

19 無線通信

- 19.1 レース中の通信の制限は行わない。いかなる通信形態・情報内容も RRS41 の外部の援助には該当しない。

20 賞

20.1 各回のレース終了後に LMYC ホームページに結果を掲載する。

20.2 第 3 回終了後、総合順位を決定し、表彰式を開催する。

21 連絡先

21.1 ラグナマリーナ 0533-58-2950

本部船「チエ」 090-8155-2098 (奥田 義明)

マーク艇、または本部艇「SAUVEUR」 080-2666-4326 (岩永 和義)

海上保安庁 118